

研究

運上と職役

漁村羽出浦にある庄屋古文書一(四)

賛助会員 安部弥右衛門

(はじめにお断り)

この文書綴は、表紙が破れ去つて、文書名も年代も明らかでないが、関連文書から推して享保十九年頃のものと考へます。

文中、一般に通じ難く思われる箇所には、参考のため註記をいたしました。若し誤りのある節はお許し下さい。私は、この古文書を読むことにより、私の方の郷土の昔の姿の一端が知られ、働いても働いても、衣食を満たし得難い環境の中、少しも控へず、懸命に働きつづけて自己の家を守り、自分の村を護りつづけた。私たちが藩行と村民の間で延して、専心これが運送と指導に当たられた。歴代の庄屋はじめ村役人達の労苦を偲びたいものである。(以下古文書の本文)

(第一資料)

一(註一) 巻身

但し御台所御用、寅二月中に差越受私人佐藤石右衛門、黒川魯右衛門二渡分

一(註二) 巻身代六分

但し右全所御用 寅十二月中差越 右兩人二渡し

一(註三) 生糸より 拾ヲ 代式分

但し大廿六、七寸位

一 生小綱 拾ヲ 代四分

但し大々右同前

右□ 一品同所御入用 寅十二月廿七日に差越、右兩人二可渡候

一(註四) 右取す 巻身

但し御難方御用 寅三月中に差越 組人□□□□

一(註五) 煎海菜 五折 代式分

右同所御用 寅十二月中に持越 右兩人二可渡候

一(註六) 晒ふのり 式百五拾目

但し作事方御用 寅正月の二日迄に差越御作事方

一(註七) 古大引女具 巻反

井上甚兵衛、小頭大崎田兵衛二可渡候

一(註八) 四拾折 代米三斗式分

但し右同前

一(註九) 一草菰 式拾七枚

一(註十) 四抱

但し右三品身手御用 寅十月中に差越 御船頭共

一可渡候

一(註十一) 四拾三束 但し三尺二尺廻り

但 大鳴御番所御用 寅二月中に差越 御番人二

可渡候

蒲奉行所が正月二十日差越

(註一) もすく。もすく。海菜、酢のものとして上々の料理

(註二) 丸めてこり丸ゆでたこが、

(註三) 生糸より「なまのいとより、魚の名

(註四) おいす「おいすと呼ぶ鮫に似る小型の貝。あまひは穴がまつの

だがおいすには穴が十三ある。

(註五) 蕨海草「ハリなまこ、なまこゆでて乾燥したもの、支那料理では有るを食品、寒さすぎで採つては用ひ立ち申さず」と注意書かしてあるのみ面白い。
こゝ場合は工作材料である。

(註六) 鯛ふのり「海藻の「カカリ」を晒したもので、食用にもなるが、こゝ場合は工作材料である。

(註七) 古大引なまは「徑一ヤシ位のわら縄、この縄で極々荒目の大引網を作り、鯛網の一部に使い、古くは左官材料となる。

(註八) 節「こはは経節のことである。

(註九) わらひなまは「こはは、わら引なま」である。徑十程位の太いわら縄で、鯛網の引き綱に使う品である。その古くは「たの」を左官材料として用いていた。

(第二資料)

一 生大鯛 三枚 羽出浦

右者来廿二日御年賀之為御夜儀 上々様御取并御家中の指上候□□書面之通ニ候間十八日廿日迄ニ浦、御当り引致追々取出次第差越可被下候、尤代銀遣はし候間直段等致吟味問違無之極ニ費上手形差出し候様可被申付候
古之通被ニ仰付候間此度之御祝儀格別之御儀候間何と□生鯛ニ而差上申度候間生魚にいたし置 廿一日夜九時 以上
まづ御後所ニ持参可申候

古之□□右刻限ニ問違有之候ては不罷成候間、十九日廿日此兩日に生魚にいたし置候処其物数寸尺共ニ書付右兩日ニ書付可差出候 急度念入可申候 尤此差紙披見之上、浦下ニ庄屋可致印形候以上

(註一) 当り引・漁夫は当て引という。目的の魚がいかにいかに分るやいとこらに網を入れて作業すること
(註二) 夜九の時ニ午後十二時

(第三資料)

人夫 四人
右者今度御参勤被遊候ニ付 御召船并御伴般水夫被割賦候間違者成者今月廿四日に差越御船頭共へ可渡候、尤御後被下候間可得其意候 以上

(第四資料)

一人 八拾老人 羽出浦
但十五歳以上拾歳迄之男
右之通相違無御座候 為御願如此御座候 以上
年号 月 日 庄 屋 地目付

進上

(第五資料)

一 網船 式艘 羽出浦
右者来山三月五日被遊ニ御出船候ニ付、漕船又は御供人数□を夏井浦迄被遊候御用被割賦候間、三月四日早天船頭所札場ニ差越相勤させ可申候
古船に隨うすべり持参可申候 以上

(第六資料)

一 天野兵古衛門殿の三月五日御状に其浦に(註)酒致候もの、其外網持共入用之酒、在方もの□□にいたし町酒屋不買調候儀又は地、旅小買、魚乞共□□而網方遣し候酒、旅船など買調用事調候儀無之様ニ兼而小百姓末々之もの迄急度可被申付候
(註)酒宿無之浦ハ年中酒遣ひ不申候哉 其辺浦之酒宿ハ調候儀無之候由万一入用之節ハ何方調申候哉 此段其所

之庄屋地目付心を付吟味可有之儀に候 折子以掛者も吟味可申候間、其節不念無之標に兼而心得可有候 右之趣心得のため内意申候候間不埒之筋出来不申様に入念可被申付候 以上

(註二) こも酒、現今の密造酒一昔は濁酒といつていた。

(註三) 旅小買一魚いさな、旅小買日銀外から魚を買いは来る船、魚をらば物もちいとはちがい、其の網船の乗組でない漁夫が、漁船に助カして報酬として魚を貰う慣習がある一つの職業であり、領外から来ているものを旅魚いと言つていふようである。

(註三) 酒宿、酒店のこと、領内で作る酒を地酒といひ、他領で作る酒を旅酒といひ、旅酒と買ふことは禁止されていた。

(第七資料)

一 御用人様、三月二日之御状に、御台所執事御用之有割賦番帳調遣し候品、三月六日当番津井浦公差越受松人佐藤石右衛門、黒川龜右衛門ニ相渡候而番帳番次之浦ニ致し連、無滞可被取越候 尤先達而相廻置候番帳御勘定所へ可松返候 以上

一 生大綱 式枚

一 生大平目 巻枚

一 焼物魚 拾

但大サ六、七寸位 小綱、糸より 七〇〇

一 生大鉄 百

古者御台所朝夕御用、一日分に候間不殘当日卯刻、午刻半分づゝ兩度ニ差越請松人佐藤石右衛門、黒川龜右衛門可渡候、尤代銀被下候間可得其意候 但し三拾三番組ニ候

(註一) 卯の刻、午前六時 午の刻、八正午

(第八資料)

一 御目附方、三月十九日之御状ニ其浦御師鉄炮、おとし鉄炮、用人鉄炮所持致し候分此度見分中候間、其浦人別改ニ三日前ニ其浦中之鉄炮不殘庄屋共定へ集置夫々玉目持主名付書等いたし置可申候 勿論鉄炮も持主名書札附置可申候 無間違様可申付候 人別改之節不差支様ニ前月可致吟味置候 此廻状早々順達(以下省略) 以上

(第九資料)

一 御郡代様、五月三日之御状ニ 先達而申觸候通、殿様倍御挨拶にて先月三日御着府敷遊、同拾五日御参府御礼首尾能被ニ仰上候旨昨日御到来ニ付申觸候 何れも恐悦ニ可奉存候 以上

(第十資料)

一 御郡代所、五月十三日之御状ニ 四月十八日御 中様方御 名之御奉書を以、殿様御事兵服橋御門御勤番被ニ仰出候旨、此度從江戸被ニ仰下候ニ付申觸候 何れも恐縮可奉存候 此状可被印形候

(註) 右三通の書状は藩公の江戸参勤着府、その御勤番 以上 つかれたことの中觸、津々浦々領内全域へ分布せよる

(第十一資料)

一 吉野次右衛門殿、五月拾五日之御状ニ 柳川伝右衛門殿儀、此度御山奉行役故ニ仰付候ニ付此段申觸候 以上

(註) これは御山奉行新任と領内との關係ある地区へ、在浦、総元締である吉野後所からの通知である。因に刊出箇一帶の山は皆藩主の御用山であつた。

熱水 湧出し割賦

- 一 熱水 四百八拾石 但 十五才以上 男六拾五人割 吹浦
- 一 同 四百石 但 四拾五人わり 地松浦
- 一 同 三百四十石 但 三拾五人割 沖松浦
- 一 同 百四拾八石 但 十五人割 桑野浦
- 一 同 五百四拾石 但 五拾五人割 日野浦
- 一 同 八拾八石 但 九人割 帆波浦
- 一 同 式百九拾六石 但 參十人わり 箱浦
- 一 同 千百八拾八石 但 八十人割 羽出浦
- 一 同 五百四拾石 但 五十五人わり 中越浦
- 一 同 四百八拾四石 但 四十九人わり 丹賀浦
- 一 同 式百式拾八石 但 二十三人わり 梶寄浦
- 一 同 百七拾五石式半 大鳴浦

但 三十一人わり

古者去冬被^(註)仰渡候通、難山、嶋野地山ニ而伐置被成候
 熱水湧出被^(註)仰付候ニ付浦々へ割賦書面之通候間、未十
 四日今人夫差出し御山奉行泥谷次郎右衛門、小野五郎左
 衛門ニ渡、廿八日迄日数十五日の間以^(註)出^(註)し可申候
 右熱水割賦之儀其浦々十五才以上之人別ニ忖し割賦申付
 候、尤熱水以^(註)立之儀者在方ニ被^(註)仰付候間左様ニ相心
 得候書付寫置早々順達 以上
 寅 正月十日 長谷川[衛門
 中根 左次馬
 右浦々 庄 屋

(註) 熱水：雜水、湧出し伐つた雜水之山から湧かす
 (註) 嶋野地山、今の大入島の山

(第十三資料)

一 熱水出し人夫当浦人別十五才分五十五才迄不裁来正月
 十三日辰時分同廿一日迄ニ相仕廻罷帰申候 以上
 (註) 此は前項通達による仕事、羽出浦に割当てられた分の十
 三日から廿一日迄に於て場村したことの報告である。

(第十四資料)

熱水 湧出し割賦

一 熱水 式百四拾石 羽出浦
 右者先達而齋御崎山御伐を置被成候熱水、今度湧出し被
 仰付候間、二月二日分同十一日迄に人夫差出し、奉行西
 名三右衛門、高腰友右衛門、小頭弘末竹右衛門差圖を授
 書面之熱水無相違、湧出し致させ可申候、尤宰領之者差

出し世誣致させ可申候 以上

中振 左治馬
古川仙右衛門
箕川貞右衛門
高妻 嘉太夫
黒木權右衛門

(註) 離山、馬野地山の雜水流出しが終つたので、今度は鶴見守の
惣水と流出しせよとの、和三四目の申し付けである。

(第十五資料)

一 西名兵右衛門、高瀬友右衛門縁分二月五日辰穿浦□□
□□先達而煎水流出し人夫之儀被仰付置候処、漁事有之
二 廿二三日人夫見合可罷出与致仰付置候 弥、漁事有之
不被罷出致二哉 最早御免之日限も相過候二廿、申遣し
吟味之上委細可申越候 以上

(第十六資料)

一 御用人縁分二月五日巳下刻之御狀ニ
先達而鷹御崎山ニ有之候煎水流出し割賦申付候処近日浦
漁事有之候故、流出之儀四五日致延引段願之趣頃日左治
馬相廻候節其通申付候 然者右煎水期十七日夕流出申付
候間此間遣置し割賦差致之通り早々流出し可致候 尤西
名三右衛門、高瀬友右衛門并小頭弘末竹右衛門為奉行被
遣、尚又此節浦奉行竹藤勘助奉行被仰付候間、右面々
可受指回候 以上

(第十七資料)

一 四月五日之御改之時御帳付之人數
老入 七郎右衛門家内

弥 吉

老入 五郎兵衛家内 清 八
老入 清左衛門家内 三郎兵衛
老入 上兵衛家内 甚左衛門
四人

(註) これは頼宗門改めの事項へ主題と覆と異にするが楊叢

(第十八資料)

一 当浦兼右衛門、正月廿七日病死致頼族ニ御座候 孫八
郎ヲ以テ御後を申上候 孫御檢者渡辺清七殿御越

編者註 頼族 江戸時代キリシタン信徒の一族七世(方系は四世)ま
での終、頼族改めまでして禁圧していた。

尚、佐伯頼内では寛永十一年、六本松河原に於ける地
刑後、キリシタン信徒は入らなれど、頼族のことも
全く見がたくなつたが、この文書で、頼族改めがあつた
ことが考えられる。
三 孫八郎の若きよりで掛御檢と解し左らよひではあるま
いか。

(終)

塚草

五句 羽 崇 弘

谷をゆく高城越えに落葉して (櫻野から道をもとめて)

せらぎの谷の小径の寒いところ (同じく)

くちなしの色やうけし石地藏 (上城に下を歩くと)

高城の跡かや草の霜がれて (高城の跡をたずねて)

水仙の匂うや今日の魂まへり (龍養寺にて)